

筑西市議会経済土木委員会

会 議 録

(平成30年第2回定例会)

筑 西 市 議 会

経済土木委員会 会議録

1 日時

平成30年6月20日（水）

開会：午前10時

閉会：午前11時19分

2 場所

全員協議会室

3 審査案件

請願第 1 号 主要農作物種子法の復活等を求める請願
議案第82号 資産の取得について
議案第83号 資産の取得について
議案第84号 資産の取得について
議案第87号 平成30年度筑西市一般会計補正予算（第1号）

4 出席委員

委員長	小島 信一君	副委員長	保坂 直樹君			
委員	増渕 慎治君	委員	外山 壽彦君	委員	金澤 良司君	
委員	堀江 健一君	委員	秋山 恵一君	委員	榎戸甲子夫君	

5 欠席委員

なし

6 議会事務局職員出席者

書記 川崎 智史君

委員長 小島 信一

○委員長（小島信一君） ただいまから経済土木委員会を開会いたします。

ただいまの出席委員は8名であり、よって委員会は成立しております。

それでは、本委員会に付託されました議案について審査してまいります。

なお、議案審査の順序ですが、お手元に配付いたしました順番です。先に請願1件を審査していただき、その後所管部ごとに審査願いたいと存じますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島信一君） それでは、まず請願第1号「主要農作物種子法の復活等を求める請願」について審査願います。

この請願は、意見書の提出を求められていますので、参考としてお手元に意見書（案）を配付しております。

なお、この請願は請願提出者から説明と意見等の陳述の申し出がありました。

それでは、説明の方、説明と意見等の陳述をお願いいたします。

それでは、お名前。

○請願提出者 よろしいですか。

○委員長（小島信一君） そちらの方、一応議場ですので、マスクを外してください。お名前をおっしゃってから説明を続けてください。

○請願提出者 茨城県西農民センターの初見といいます。よろしくお願いします。時間をとっていただいて、ありがとうございます。

では、説明させていただきます。書いてきたものをちょっと読み上げたいと思いますので。種子法は、昭和27年に制定されています。そして、戦後日本の農業に大きな役割を果たして、農家には種子の安定供給を図り、消費者には国内産の安全な食べ物を供給してきました。そして、昭和44年には米の完全自給を達成しています。

種子法では、米や麦、大豆の主要農産物を安定供給するために優良な種子の生産、普及を国が果たすべき役割と定めていました。この法律のもとで日本では各都道府県で地域に合った多様な品種が開発され、国内で生産される米の種子は100%自給されてきています。ところが、国はこの法律の存在が民間の企業参入を阻害しているとして突然種子法廃止を閣議決定して、十分な審議も農業関係者への説明もなく廃止法を可決、成立されてしまいました。その結果、種子法は平成30年、ことしの3月末で廃止となっています。

種子法の廃止は、安倍内閣が進める岩盤規制にドリルで穴をあけると進めている農業改革の一環として進められてきました。廃止後、各地の試験場で蓄積されてきた資料、技術などを民間企業に供給することも盛り込まれていて、これまで多くの労力と税金をつぎ込んで開発したノウハウを無償で民間企業に提供することになります。種子法廃止で国や都道府県の責任を定めた法律がなくなり、民間企業に任せて果たして日本の農業、食を支えられるのでしょうか。

日本列島は、沖縄から北海道まで地域によって気候が違い、地域に合った多種多様な米に代表される日本の食に大きな影響を与える可能性は大きいと言わざるを得ません。これは、農家に限らず、消費者にも大きな問題です。種子は、先祖代々多くの人たちが自然とともに育んできた共有財産です。種子がなくなれば、私たちは生きていくことができません。国民の共有財産である種子を守る法制度は不可欠です。安心できる食を守るためにも、そして未来の世代にしっかりと種子を手渡すために主要農産物種子法の復活を求める請願を採択して、国や県並びに関係機関に意見書を送っていただけるように最初をお願いしたいというふうに思います。

全国では、報道でご存じのように、新潟県、兵庫県、埼玉県で県独自の条例を制定して地域の種子を守る取り組みが始まっています。3県以外の都道府県では、必要な予算措置をとることが決まっていますが、これは農林水産省の次官通達で示されていて、その期間は民間業者の参入が進むまでと期間を区切っています。ですから、今茨城県で予算をとっていますけれども、その予算は民間業者が参入してくれば打ち切られてしまうということになります。

種子法廃止でさまざまな問題が起きると想定されていますけれども、日本農業と食の安全の前に大きな壁として立ちちはだかるようになっています。種子法廃止の附帯決議では、先ほど話したように、地方交付税措置を確保して周知を徹底するように努めることと、特定の事業者による種子の独占によって弊害が生じることがないように努めることと記されています。しかし、附帯決議はあくまで努力目標であって、都道府県の生産義務がなくなれば予算の裏づけは、先ほど話したように、なくなってしまうわけです。附帯決議をつけないければならないということは、予算の措置は先ほど話したとおりであり、特定の業者に種子の独占が起きるかもしれないということになるわけです。

6月議会で種子法を論議した市議会の委員会を私は傍聴してきましたけれども、こういう意見が出ていました。国の法律がなくなっても要綱などで手当てができればよいのではないかという意見が出ていました。しかし、先ほど話したように、法律がなくなれば歯どめがなくなってしまうわけです。国や地方公共団体では膨大な赤字を抱えていますから、法律の裏づけがない財政支出がいつまで続けられるのかは全くわからないわけです。国民健康保険税の国の財政負担を見れば明らかだと思います。法律があっても財政が悪化すれば予算は削られてしまうわけです。米の食糧管理法が廃止されたときに、政府は米の価格は市場原理で決まると説明していました。今の価格は、当時から見ると1万円も下落しています。法律がなくなるということは、歯どめが全くきかなくなるということです。その結果どういうことが起きているかというと、農家の所得は下がり続けて、地方公共団体に入る税収も減少して財政悪化の原因の一つになっているわけです。種子法の廃止は、自治体の財政問題にも直結しているわけです。

また、種子法は、先ほどの委員会ではこういう意見も出ていました。種子法は、昭和27年につくられた法律だから、今の時勢に合ったものにつくりかえたほうがいいという意見が出ていたわけです。物事は、古い、新しいもので判断するのではなくて、農業にどのような貢献をしているのか、弊害があるのかで判断するわけです。種子法は、戦後の農業発展に大きな貢献をして、これまでも何の問題もなく農家には安価で安定した種を提供してきたわけですから、日本農業を発展する立場から見れば、廃止する理由はどこにも見当たらないわけです。

もっと大事なことは、農業界では種子を制する者が世界を制すると言われています。トランプ大統領は、貿易赤字解消のために日本政府にもっとアメリカの農産物を輸入するよう攻勢を強めています。その裏で世界の大手種苗会社は業界内の再編を進めています。ドイツの医薬、農薬大手のバイエルは、アメリカの遺伝子組み換え種苗大手のモンサントを日本円で7兆2,600億円で買収しています。同じ農薬種苗大手のアメリカのダウ・ケミカルは、デュポンと合併しています。中国でも同じです。中国化学工業は、スイスの農薬メーカーのシンジェンタを4兆7,300億円で買収しています。メキシコでは、メキシコ原産のトウモロコシをもとにしてアメリカの企業が遺伝子組み換え種子を開発、普及しています。そして、地域ごとに継承されてきたメキシコのトウモロコシの種子が失われています。多様性に富んだメキシコのトウモロコシは食卓から消えたわけです。日本でも生食用につくられている米だけで300種類以上ありますが、今後大手の種苗会社、アメリカの穀物メジャーが入り込んでくれば、メキシコと同じことが起きないとは誰にも保証はできません。世界中で大もうけをたくらむこれら巨大種子会社は、世界の種子の60%以上を握っています。種子法が廃止された後に起きる事態は、アメリカの農業が指し示しています。アメリカでは、麦や大豆、トウモロコシなどの主要穀物の90%以上が遺伝子組み換え作物に置きかえられ、遺伝子組み換え作物を使った動物実験ではがんなどの被害が報告されています。巨大種苗会社が進める遺伝子組み換え作物の戦略は、種と一緒に肥料、農薬をセットにして種でもうけ、肥料でもうけて農薬でもうける、これが世界を股にかけるアグリビジネスの正体です。その結果、巨大種苗会社が生産から流通まで全てを握ることになってきます。

種子法は、主要穀物の安定供給を図ってきただけでなく、国民の食の安全を守ってきた絶対になくすることができない法律です。農林水産省は、種子法廃止の理由を多用なニーズに対応、民間ノウハウを活用して種子開発を強力に進めたいと説明しています。なぜ日本の農業を支えてきた法律が大きな論議もなく、農家や農業団体の説明もなく廃止されたのか。その理由は、日本がTPPに対応するための国内法の制度を変更したということです。民間に任せなくても種子は不足しておらず、しかも民間よりも安価で安定した種子が農家に供給されているわけですから、そのような事実があるにもかかわらず、種子法を廃止する裏側には誰かがどこの国にそんなくしたということなのでしょう。

○委員長（小島信一君） 説明者の方にちょっと伺いますが、どのくらいあと時間……

○請願提出者 あともう少しです。

○委員長（小島信一君） どのくらい続きますか。

○請願提出者 あと四、五分です。ごめんなさい。

○委員長（小島信一君） 特に種子法に関係しない部分は……

○請願提出者 全部関係していると思って話しているのですけれども。

○委員長（小島信一君） 審議の時間もありますので、協力してください。お願いします。

○請願提出者 あと四、五分で終わります。

TPPには協定分とは別にアメリカと日本の2国間で交わした交換文書、サイドレターというのがあります。そこには、政府は規制改革会議の定義に従って必要な措置をとるというふうに明言されているのです。平成28年12月の国会でサイドレターについて問われた岸田外務大臣は、こういうふうに答えています。

我が国が自主的にタイミングを考えて実施していくことになるというふうに答弁しています。農林水産省の説明とか岸田外務大臣の答弁を重ねれば、アメリカの圧力で農産物が完全自由化された際に種子を制する者が世界を制するという体制をつくるためにということしか考えられません。現に安倍政権は農地法の改正や種子法の廃止、今、国会にかかっていますけれども、卸売市場法の改正、農業協同組合の解体など農業の岩盤規制撤廃を日米2国間協議を見据えて進めているわけです。韓国は、アメリカとの2国間協議で200を超える国内法を改正しています。日本も同じ道を歩むことになってしまいます。民間のノウハウを活用して種子の品種改良を進めると理由の一つに上げていますけれども、民間に任せただけの場合、さきの外国の例を挙げましたけれども、国内ではどんなことが起きるのでしょうかということです。北海道の試験場が育成したきら397の種は20キロで7,000円程度ですけれども、民間で開発された種はその10倍以上するものもあります。今三井化学が大いに宣伝していますけれども、みつひかりという品種は多収できるということを宣伝文句にしていますけれども、その種子は通常のコシヒカリの7倍から8倍の値段です。

種子を大手種苗メーカーや穀物メジャーに握られてしまえば、農家は高い種を肥料、農薬と抱き合わせで買うことになってしまいます。現在米農家で農林水産省で示している生産費をクリアしているのは北海道だけです。茨城県の米農家のほとんどは赤字経営です。何とか経営を維持できているのは、政府からの補助金があるからです。私たちの組合でも米農家の収入の半分近くは補助金で、補助金がなければ経営が成り立たない。その補助金も今削られ続けていると、これが米農家の実態です。苦しい経営の中で種子の価格が今の5倍から10倍にはね上がるということになると、米づくりから撤退する農家がふえてくるのは当然です。

種子法をめぐる動きの中で大事なことは、私たちが食べる食料を誰がつくるかということなのです。国内で安全で安心な食べ物を生産して消費者に届けるのか、国内農産物を完全に自由化して世界を股にかける巨大企業がつくり出す遺伝子組み換え食品にかえるのか。種子法の廃止とは、種を制する者は世界を制するという言葉が示しているように、日本の米や麦、大豆の種子生産を誰が担うのかというのが問われているわけです。安倍首相は、農業は成長産業だと。品質のよい日本の農産物を海外に輸出すれば、日本の農業は生き残れるというふうに声高に叫んでいますけれども、輸出額目標の総額は1兆円です。その中で生鮮農産物は3,000億円程度です。海外輸出で少数の農家が生き残ったとしても大多数の農家が廃業に追い込まれれば、国民の食料は輸入に頼ることになってしまいます。1995年から始まったWTO協定による農産物の輸入以前は、農産物の生産高というのは12兆円あったわけですがけれども、現在は8兆円、3分の1は減ってしまっているのです。農産物だけでなく、種子までも巨大種子会社に握られたら、日本の農業、食の安全の未来は真っ暗だと言わざるを得ません。

長くなりましたけれども、ぜひ慎重に審議していただいて、今の農業の実態を踏まえていただいて、ぜひ意見書を上げていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いします。

○委員長（小島信一君） 説明ありがとうございました。この後説明者の方に委員のほうからもし質問があったら質問をお受けしていただきたいのですが、よろしいですか。

○請願提出者 大丈夫です。

○委員長（小島信一君） 少しだけ質問時間を設けたいのですが、委員のほうからご質問がありましたら

挙手をどうぞ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(小島信一君) 特にないようですので、これで説明のほうは終わりにしたいと思います。どうもありがとうございました。

○請願提出者 どうもありがとうございます。

(「……聴取不能……」と呼ぶ者あり)

○委員長(小島信一君) 外山委員。

○委員(外山壽彦君) これは、農業に対する規制改革だと私は思うのです。そうしますと、今日本政府が進めているTPPに絡んで、このままでは日本の農業は外国に負けてしまうという考えがあつての種子法の廃止ということで多分考えているのだろーと思ひますけれども、今説明者の方の話を聞いて、今まで持っていた知識よりは十分わかりましたので、どうもありがとうございました。質問というか、お礼です。

○委員長(小島信一君) この後委員の中で審議がありますので、説明者の方はご退席願ひます。

○請願提出者 どうもありがとうございました。

〔請願提出者退席〕

○委員長(小島信一君) それでは、請願第1号について委員の中での協議をしたいと思ひます。皆様のご意見ございましたら挙手をお願いします。

堀江委員。

○委員(堀江健一君) 今幾つかの説明があつたが、説明があつたとおりだと私は思ひます。これがやはりこういう廃止にしてそのままやると多分、今説明があつた中にも種子を今度は企業に任せると種子の種が10倍にも20倍にもはね上がってくると。ですから、やっぱりそれ、これ新聞にも載つたけれども、埼玉県でのあれで条例、県の自民党団なので、これ提案しているのだ、今までどおりやれということで。私は、これでも賛成だと思ふ。全くそのとおり。大変なことになってしまう。

○委員長(小島信一君) 金澤委員。

○委員(金澤良司君) 今の種子法は、3月末でもって廃止されたのだ。そんな中で、この中にありますように、地域に適した品種の維持は行政の管理が不可欠という中で、新潟県、埼玉県、兵庫県の3県で条例制定、北海道、宮城県、岩手県、群馬県、長野県、愛知県、滋賀県で要領、要綱が対応するので、全ての道府県で従来どおり種子事業を続ける方針なのです。続ける方針であれば、さらに私一番思っているのは、特にコシヒカリありますね。そうすると、コシヒカリがもう50年前の新種なのです。茨城県あたりとか埼玉県でも、そのコシヒカリが今の気温の上昇に対応した品種ではない。ちょっとずれている。だから、結果的に特A米とか、そういういい品種ができないということがあるのだ。そういう品種を改良していくのも一つの方法だと思ひます。昔北海道の米は一番うまくなかつた。ただ、今すごく評価されている。温暖化で気温がどんどん上昇してくる。そういう中であつて、そういう気温の上昇に対応した品種をつくっていくのもやはりこういう種子の事業ではないかと思ひます。そういう反面、私は今の事業が各都道府県で従来どおり種子事業が続くのであれば、別に民間の人も入っていろいろ研究してよい品種をつくっていただくのも一つの方法だと思ひます。

○委員長（小島信一君） 榎戸委員。

○委員（榎戸甲子夫君） 私農業者ではないので、お二方農業者ですから、初見さんの話で大体わかったのですが、切り詰めて考えれば、この日本全土の農家の方から自分たちが汗まみれ、土まみれになって品種改良などやっていたのをある程度のノウハウというか、そういうものはもう企業がつかんでいるので、一斉に農業からそれを取り上げて企業化開発の種子で販売しようとしているのでしょうか。そうでしょう。ということは、田んぼの質とか酸性だ、アルカリだ何だといういろいろな知識だと思うのです、生き物を育てているわけだから。それに各土地によって温度も違う、水の質も違う、何も違うという中で北海道から沖縄までいろいろな努力をしてきた上に今の種があるわけでしょう。それをそっくり国が命令して法律をつくって企業に任せて、企業に今度は農家の方が買ってもらうといったら、さっきおっしゃっていた遺伝子組み換え、あんなものばかりで、今度は事業欲の種になって危険な食べ物を我々は食べられるということなのでしょう。そういうことなのですよ。今この会議が始まる前に、堀江さん農業の方ですから、言っていましたらば、やっぱり我々の一番大事なまず種があって米ありきですものね、これもあれもそうですけれども。その種のいろいろなものを取り上げられてしまうという法律だから、これは大反対だということで私は納得したのですが、私も政府与党、自民党の一員ですが、自民党だから、何でもかんでもそのとおりだとは聞いていません。私も大反対します。県会議員煽っぺな。

○委員長（小島信一君） 秋山委員。

○委員（秋山恵一君） 私も農業のほうは無知に等しいのですけれども、今の榎戸委員の話、初見さんの説明等々を伺った中で1つ言えることは、やる気をそぐ、やる気をなくすというような政策は、今農業が衰退している中において非常にまずいのではないかと。やる気を起こすような対策、やる気を起こすような案をどんどん前向きに出すべきだと、常々そんなふうに考えていますので、反対します。

○委員長（小島信一君） 今反対とか賛成とかという話が出たのですが、この請願は復活を求める請願ということです。請願の復活をすると。もとの法律は反対して廃止するのではなくて、これを復活させるということなのです。どうでしょう、ほかに。増渕さん、どうですか。

外山委員。

○委員（外山壽彦君） 種子法の意義についてはよくわかったし、今説明でわかったのですが、小泉内閣のときに規制改革をしまして、我々小売業商店はやっぱり大企業に押されて、例えば酒税法も撤廃に近いような状況、そういう中で小売業というのは物すごく疲弊している。では、その大企業が品物を高くしたかという逆なのです、これ。今までの場合は安くなってしまったのです。ですから、今強調されていたのは種子法が例えば撤廃されれば、要するに大企業がそういうものを全部引き取ってというか、一網打尽にして、それで種子が高くなったり、肥料がセットになったりということで説明されました。ただ、一番懸念しているのは、今までの規制改革では末端のものが泣くというのがあったのも事実ですが、これで実際に大手企業がそういうふうに牛耳るという場合にはやっぱり逆に下がらないのですか、逆に上がるのではなくて。今までの傾向の規制改革は、逆に下がっているというのがあるので、ただこれについては今の段階では私は賛成します、種子法の復活は。ですけれども、そういう意見もあるということで一応聞いていただいたのですけれども。

○委員長（小島信一君） もう１度、では榎戸委員。

○委員（榎戸甲子夫君） 私の意見は、種でしょう。あらゆる農産物の、米に限らず。ということは、気候、温暖、環境がほとんど違うようなかわいで今まで農家の方が自力でいろいろな研究を重ねて、いろいろな世界に負けない農産物、果物をつくってきたわけです。そういう……

○委員長（小島信一君） ごめんなさい。榎戸委員、認識が違ってしまいといけないので、今回は主要農作物種子法ですから……

○委員（榎戸甲子夫君） だから、それを例に出しているのだ。その中で果物でも、花卉栽培でも、特にお米に関しては本当に世界中おいしいと言われる米をつくってきたわけでしょう。その推移を見てみると、どれだけ農家の方が研究してここに至ってきたか。それを今さら、ＴＰＰが片方に漂っているでしょうけれども、そういうことで安易に変えたら日本の農業がおかしくなってしまうのと、国民のお米だから、国民の健康も将来危険だということ、今秋山さんも言っているようになるわけです。農業を軽んじる国は潰れるとイギリスの誰か偉い人が言ったらしいです。それに近いのではないかと思う。とにかく今議長が言ったように、ほかの県ではそういうふうに動き出したというから、委員長、うちの委員会で、県連といったらまた面倒くさいから、地元の県会議員団にこの、済みません。県のほうに働きかけているのですか、県議会のほうは。地方議会だけ。

（「県のほうにも出しています」と呼ぶ者あり）

○委員（榎戸甲子夫君） （続）その情報は、我々の地元の議員に聞けばいいやね。

○委員長（小島信一君） そのほか意見どうでしょう。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島信一君） それでは、意見が出尽くしたようですので、協議を終了いたします。

これより採決いたします。

請願第１号「主要農作物種子法の復活等を求める請願」について、賛成者の挙手を願います。

〔賛 成 者 挙 手〕

○委員長（小島信一君） 挙手多数。よって、本件は採択となりました。

なお、本請願は意見書の提出を求められております。最終日に意見書（案）を議員提出議案として提出することになります。その際の提出者は委員長の私とし、賛成者をただいま賛成いただきました委員の皆様といたします。意見書の内容につきましては、お手元にお配りしてありますので、これでご確認ください。

それでは、請願の審議は以上です。ありがとうございました。

続きまして、執行部の入室をお願いします。

〔経 済 部 入 室〕

○委員長（小島信一君） それでは、本委員会に付託されました議案について審査してまいります。

初めに、経済部です。

議案第87号「平成30年度筑西市一般会計補正予算（第１号）」のうち、経済部所管の補正予算について審査してまいります。

なお、議案第87号につきましては複数の部にまたがるため、各部の審査の終了後、採決したいと存じます。

初めに、水田農業振興課より説明願います。

穂積水田農業振興課長、お願いします。

○水田農業振興課長（穂積 遼君） 水田農業振興課の穂積でございます。よろしくお願いします。

それでは、議案第87号「平成30年度筑西市一般会計補正予算（第1号）」のうち、水田農業振興課所管の補正予算につきましてご説明申し上げます。12ページ、13ページをお開き願います。款16県支出金、項2県補助金、目6農林水産業費県補助金、節1農業費補助金の説明欄にありますイネ縞葉枯病防除緊急対策事業費補助金としまして、675万円の増額補正をお願いするものでございます。詳細につきましては、歳出にてご説明させていただきます。

続きまして、14ページ、15ページをお開き願います。3、歳出でございます。款6農林水産業費、項1農業費、目4水田農業振興対策費、節19負担金補助及び交付金の説明欄にあります農林航空防除支援事業費補助金としまして、675万円の増額補正をお願いするものでございます。内容といたしましては、県において本年度新たに創設されましたイネ縞葉枯病防除に対する補助金でございまして、イネ縞葉枯病対策として航空防除に補助を行っている市町村に対しまして、市町村補助額の2分の1以内を県が上乗せして補助するものでございます。本市の場合、市補助金が10アール当たり300円となっておりますので、その2分の1の150円以内を県補助金分として上乗せするものでございます。本年度は、対象面積を4,500ヘクタールで見込んでおりますことから、市補助金1,350万円の2分の1に当たります675万円の補正となるものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（小島信一君） それでは、質疑を願います。意見のある方、挙手をお願いします。

外山委員。

○委員（外山壽彦君） 1つちょっとお伺いしたいのですが、県のほうから補助金が新たに航空防除をやっている自治体には2分の1だけは補助するということなのですが、筑西市のほうでもこの航空防除に対してはそもそも予算組みがしてあったと思うのです。ただ、県のほうでくれるから、それだったら余計にもらいましょうということの発案だったのかどうかというのがまず1点。

それで、例えば航空防除でも今いろいろ問題になっていきますけれども、まき過ぎるということはないのかどうか。要するにこれでも間に合うのだけれども、県のほうでこういう補助を出してくれるのだったら、ではいただきましょうということで、欲を言えば……

（「……聴取不能……」と呼ぶ者あり）

○委員（外山壽彦君） こっちが話しているのだから、黙っててください。だから、そういうのをまき過ぎないかという2つだけとりあえず質問します。

○委員長（小島信一君） ただいま外山委員さんから質問があった点2つありますけれども、よろしいですか。

○水田農業振興課長（穂積 遼君） はい。

○委員長（小島信一君）　お願いします。

○水田農業振興課長（穂積　遼君）　お答えします。

まず、補助金、県のほうから市の助成額の2分の1もらえるので、余計にもらうかということでございますが、こちらイネ縞葉枯病といいますのは近年被害が拡大しておりまして、米の生産にかなり大きな被害を与えているものでして、市としましては2年ほど前から補助金を出しまして、農家の負担金を減らすというような形でしておりました。ただし、総額で農家負担金としましては1,800円ほどになるのですが、それに市の補助金300円と、あと県から今回受け入れます150円を加えまして、450円を負担するというところで農家の負担金の軽減を図っている次第でございます。

それともう1つ、まき過ぎないかということでございますが、このイネ縞葉枯病の防除につきましては、あくまで農家からの要望された面積について空中散布で防除しておりまして、実際行う機械につきましても無線のヘリコプターで低く飛ぶことができるものなのです、形も小さいものでありまして。ですので、隣の田んぼにまかないでほしいという隣り合わせのところでもかなり低く飛びますので、隣のまかないでほしいというところにはまかないような形で実際やっておりますので、その辺は問題ないと思っております。

以上です。

○委員長（小島信一君）　堀江委員。

○委員（堀江健一君）　1つ確認なのだけれども、今課長が話したように、航空防除は市のほうでは有人で300円、無人で300円補助を出しているよね。そのときに有人の場合は病害虫と両方、虫と菌と両方の農薬が入っていると思うのだ。だけれども、このイネ縞葉枯病を無人でやる場合にはヒメトビウンカだけの単独の農薬なの、それともまた殺菌剤が混入されているのですか。それちょっと俺わからないから、お聞きしたいのだけれども。

○委員長（小島信一君）　穂積水田農業振興課長。

○水田農業振興課長（穂積　遼君）　お答えします。

イネ縞葉枯病防除の場合の薬剤につきましては、イネ縞葉枯病に有効な薬剤としまして、茨城県西農業共済組合のほうで使用しておりますのがMR、ジョーカーという薬剤ですが、これのみを散布しております。

以上でございます。

○委員長（小島信一君）　堀江委員。

○委員（堀江健一君）　それで、これやっぱり無人でやるときもいもち病とか紋枯病を、やっぱりそれも一緒に入れてやればさらに有効かなと思うのだけれども、それ茨城県西農業共済組合のほうへひとつ要望をお願いしたい。2回目の有人でやるときには、両方入るのだ。2回目になると殺菌剤のほうかな。だけれども、今度の場合は、今説明があったように、ヒメトビウンカの殺虫剤しか入っていないから、だから2回続けてやればもっと稲の紋枯病にもいもち病にもこれ物すごく効果があると思うから、来年からそれ使うように、多少値段は高くなると思うのだけれども、効果的だから、それ要望します。

○委員長（小島信一君）　そのほかご意見ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(小島信一君) それでは、ないようですので、これより議案第82号の採決をいたします。

(「……聴取不能……」と呼ぶ者あり)

○委員長(小島信一君) 補正予算ですので、複数の部にまたがりますので、次は土木部をやりたいと思います。

ここで執行部の入れかえをお願いします。土木部の入室よろしくをお願いします。ありがとうございました。

[経済部退室。土木部入室]

○委員長(小島信一君) それでは、議案第82号「資産の取得について」審査します。

それでは、中核病院建設課から説明願います。

鈴木中核病院建設課長、お願いします。

○中核病院建設課長(鈴木勝利君) 土木部中核病院建設課長の鈴木と申します。本日は、よろしくお願いします。着座にてご説明させていただきます。

それでは、議案第82号「資産の取得について」ご説明させていただきます。茨城県西部メディカルセンターに係る備品の整備のため資産を取得することについて、筑西市病院事業の設置等に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。この案件につきましては、茨城県西部メディカルセンターの開院に伴い、適切な病院運営を図るため、病院棟及び情報プラザ棟1階に設置する一般備品を購入するものでございます。

1、購入物品及び数量、茨城県西部メディカルセンター備品購入(第1号)一式。2、契約の方法、指名競争入札。3、取得予定価格5,810万4,000円。4、相手方、筑西市大塚595番地8、広沢商事株式会社、代表取締役、宮城則之。

次のページをお開きください。参考資料の①、茨城県西部メディカルセンター備品購入(第1号)概要をごらんください。件名につきましては、先ほどご説明申し上げたとおりでございます。3の予定価格6,183万円(税込)に対し、4、落札金額5,810万4,000円(税込)でございます。5、落札率につきましては93.97%となっております。7、納入期限につきましては、平成30年9月7日でございます。

8、購入内容につきましては、プロジェクターでご説明させていただきます。申しわけございません。後ろのスクリーンをごらんいただきたいと思います。本会議でご説明させていただきました病院棟1階エントランス、外来待合及び診察室のイメージでございます。

続きまして、主な備品の購入と設置場所をご説明いたします。まず、病院棟1階エントランスでございます。備品配置図及び姿図でございます。エントランスには、通常のロビーチェアのほか、災害時にはベッドとして使用することができる緊急対策用ベンチも設置いたします。次に、外来待合でございます。外来待合には、診察を待つ患者用のロビーを設置いたします。続きまして、診察室でございます。診察室には、医師用の診察机及び椅子、患者用椅子、収納棚等を設置いたします。続きまして、医事課でございます。医事課には、職員用の机及び椅子、収納書庫、会議用テーブル及び椅子等を設置いたします。次に、情報プラザ棟1階講堂でございます。講堂には、健康講座、研修会及び会議等に使用する会議用テーブル

及び椅子、演台等を設置いたします。続きまして、一般食堂、職員食堂でございます。一般食堂、職員食堂には、食堂用テーブル及び椅子を設置いたします。主な備品購入と設置場所の説明は以上でございます。

次に、一般備品の購入方針につきましては、茨城県西部メディカルセンターが医療施設であることを考慮し、来院者が利用する椅子、テーブル等次亜塩素酸及びアルコールによる清掃を行う備品については、耐次亜塩素酸、耐アルコール等の耐薬性能を有する製品であること。また、全ての備品について国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律、グリーン購入法及びオフィス家具—製品安全基準のガイドラインに基づいた製品となっております。また、備品の配置等につきましては、これまで両医療監に確認いただきながら外来、病院棟の各部門の両病院医療関係者にヒアリングを実施いたしまして、配置する一般備品の数量及び動線の確認を行っているところでございます。今後につきましては、本議会で議決をいただいた後、落札業者のデザイン部門担当者及び病院本体工事の設計監理業務を委託している意匠担当者と協力し、本体デザインと調和した色を決定してまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（小島信一君） それでは、質疑をしたいと思いますので、ご意見のある方。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島信一君） これより議案第82号の採決をいたします。

議案第82号「資産の取得について」、賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（小島信一君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

続いて、議案第83号「資産の取得について」審査します。

引き続き、中核病院建設課から説明願います。

鈴木中核病院建設課長。

○中核病院建設課長（鈴木勝利君） 次に、議案第83号「資産の取得について」ご説明させていただきます。

茨城県西部メディカルセンターに係る備品の整備のため資産を取得することについて、筑西市病院事業の設置等に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。この案件につきましては、議案第82号と同様、茨城県西部メディカルセンターの開院に伴い、適切な病院運営を行うため、病院内に設置する一般備品を購入するものでございます。

1、購入物品及び数量、茨城県西部メディカルセンター備品購入（第2号）一式でございます。2、契約の方法、指名競争入札。3、取得予定価格4,320万円。4、相手方、筑西市一本松1755番地2、関彰商事株式会社ビジネスソリューション部下館支店、支店長、富田良一。

次のページをお開きください。参考資料①、茨城県西部メディカルセンター備品購入（第2号）概要をごらんください。件名等につきましては、先ほどご説明申し上げたとおりでございます。3の予定価格4,539万2,400円（税込）に対し、4、落札金額4,320万円（税込）でございます。5、落札率につきましては95.17%となっております。7、納入期限につきましては、平成30年9月7日でございます。

8、購入内容につきましては、プロジェクターでご説明させていただきます。申しわけございません。

後ろをごらんいただきたいと思います。本会議で説明させていただきました病院棟2階、医局及び図書室のイメージ図でございます。

続きまして、主な備品の購入と設置場所をご説明いたします。まず、病院棟2階、医局でございます。備品の配置及び姿図でございます。医局には、医師用の机及び椅子、収納庫等を設置いたします。それぞれのブースにパーティションを設置することで座った状態では視線を遮り、じっくりと集中できる環境になります。立ちますと医局全体が見渡せるオープンな環境となっております。また、コミュニケーションラウンジにソファを設置することで、誰もが使いやすいゾーニングとなっております。

次に、図書室でございます。図書室には、書架を設置するとともに、円形テーブル及びカウンターに椅子を設置することにより、書籍を調べることが可能となっております。

主な備品の購入と設置場所の説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（小島信一君） それでは、質疑を願います。ご意見のある方、挙手をお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島信一君） それでは、採決前に暫時休憩をしたいと思いますので、11時10分から再開したいと思います。

休 憩 午前10時58分

再 開 午前11時 9分

○委員長（小島信一君） 全員そろいましたので、再開いたします。

これより議案第83号の採決をいたします。

議案第83号の「資産の取得について」、賛成者の挙手を願います。

〔賛 成 者 挙 手〕

○委員長（小島信一君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

続きまして、議案第84号「資産の取得について」審査します。

引き続き、中核病院建設課から説明願います。

鈴木中核病院建設課長。

○中核病院建設課長（鈴木勝利君） 次に、議案第84号「資産の取得について」ご説明させていただきます。

茨城県西部メディカルセンターに係る備品の整備のため資産を取得することについて、筑西市病院事業の設置等に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。この案件につきましても議案第82号及び議案第83号と同様、茨城県西部メディカルセンターの開院に伴い、適切な病院運営を行うため、院内に設置する一般備品を購入するものでございます。

1、購入物品及び数量、茨城県西部メディカルセンター備品購入（第3号）一式。2、契約の方法、指名競争入札。3、取得予定価格4,228万2,000円。4、相手方、筑西市甲867番地、株式会社マスゼン、代

表取締役、諏訪哲也。

次のページをお開きください。参考資料①、茨城県西部メディカルセンター備品購入（第3号）概要をごらんください。件名につきましては、先ほどご説明申し上げたとおりでございます。3の予定価格4,407万4,800円（税込）に対し、4、落札金額4,228万2,000円（税込）でございます。5、落札率につきましては95.93%となっております。7、納入期限につきましては、平成30年9月7日でございます。

8、購入内容につきましては、プロジェクターでご説明させていただきます。よろしくお願いいたします。本会議でご説明させていただきました病院棟3階、4床室及び1床室のイメージ図でございます。なお、イメージ図でありますベッドにつきましては医療機器として購入し、床頭台につきましてはリース契約を予定しているところでございます。

続きまして、主な備品の購入と設置場所をご説明いたします。まず、3階、4床室でございます。4床室には、お見舞いの方用の木製折り畳み椅子及び入院患者用のロッカーを設置いたします。次に、1床室でございます。1床室にもお見舞いの方用にソファベッドを設置いたします。1床室のソファベッドにつきましては、簡単な操作を行うことによりお見舞いの方が横になることが可能となっております。

主な備品購入と設置場所の説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（小島信一君） 質疑を願いたいと思います。

榎戸委員。

○委員（榎戸甲子夫君） レンタルというのは、どういうわけでレンタルなのか。何でレンタルなのか。

○委員長（小島信一君） 鈴木中核病院建設課長。

○中核病院建設課長（鈴木勝利君） 床頭台につきましては、10月1日から病院がオープンします。現実的には、床頭台は歳入も伴いますので、レンタルでお借りしまして、そこに床頭台とか、テレビとか、冷蔵庫とか一括リースで借り上げてまして、購入という形ではなくて、借り上げて歳入も見込むということで進めております。

○委員長（小島信一君） 榎戸委員。

○委員（榎戸甲子夫君） 要は患者さんによって動きが、半年入院する人と2カ月というふうに変わるので、患者さんに合わせて床頭台をレンタルするの。

○委員長（小島信一君） 鈴木中核病院建設課長。

○中核病院建設課長（鈴木勝利君） 床頭台につきましては、レンタルですけれども、各病室に全て設置しております。例えば1床の部屋もありますし、4床の部屋でも各入院患者さんごとにレンタルでお借りしています。

○委員長（小島信一君） 榎戸委員。

○委員（榎戸甲子夫君） 常に固定してレンタルしているわけ。

○委員長（小島信一君） 鈴木中核病院建設課長、どうぞ。

○中核病院建設課長（鈴木勝利君） そのとおりです。固定してレンタルしております。

○委員長（小島信一君） 榎戸委員。

○委員（榎戸甲子夫君） レンタル料金を考えたら、この際だから、新規で購入したほうがよからうと思うのですが、そういう計算したのですか。

○委員長（小島信一君） 鈴木中核病院建設課長、どうぞ。

○中核病院建設課長（鈴木勝利君） これもいろいろな病院に確認したところでございます。床頭台と一緒にテレビとか冷蔵庫とかついているのですけれども、これにつきましては全てほかの病院もレンタルで、患者さんによって使用料を例えばプリペイドでとったり、定額で300円とか400円とか、あとは床頭台を使わない人についてはその分お金はいただかないとか、そういう形になっております。周辺の病院を例にしてレンタルという形で今進めています。

○委員長（小島信一君） そのほかご意見ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島信一君） 質疑を終結いたします。

これより議案第84号の採決をいたします。

議案第84号「資産の取得について」、賛成者の挙手を願います。

〔賛 成 者 挙 手〕

○委員長（小島信一君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

次に、議案第87号「平成30年度筑西市一般会計補正予算（第1号）」のうち、土木部所管の補正予算について審査してまいります。

道路維持課より説明願います。

神戸道路維持課長、お願いします。

○道路維持課長（神戸清臣君） 道路維持課、神戸です。よろしくお願いいたします。着座にて説明させていただきます。

議案第87号「平成30年度筑西市一般会計補正予算（第1号）」のうち、道路維持課所管についてご説明申し上げます。12ページ、13ページをお開き願います。款21諸収入、項6目6雑入、節2雑入（総務）、説明欄3、雇用保険掛金受入金2万1,000円のうち、道路維持課分は7,000円の増額補正でございます。これは、車両業務嘱託職員雇用保険掛金の個人負担分収入でございます。

続きまして、14ページ、15ページをお開き願います。款8土木費、項2道路橋梁費、目1道路橋梁総務費、ページを返していただきまして、17ページ、説明欄の道路橋梁維持管理経費でございますが、これは道路の安全と円滑な交通の確保のため車両業務嘱託職員を雇用するもので、211万3,000円の増額補正をお願いするものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（小島信一君） それでは、質疑を願います。ご意見ある方は挙手をお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島信一君） 質疑を終結いたします。

以上で経済土木委員会に付託されました議案第87号については、各部の説明、質疑を終了しましたので、これより採決いたします。

議案第87号「平成30年度筑西市一般会計補正予算（第1号）」のうち所管の補正予算について、賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（小島信一君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

以上で経済土木委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

執行部は退席願います。ご苦労様でした。

〔執行部退席〕

○委員長（小島信一君） なお、本委員会の審査結果報告等につきましては、委員長に一任願いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島信一君） それでは、以上をもちまして経済土木委員会を閉会いたします。

閉 会 午前11時19分